

登録基幹技能者（主任技術者）の認定

（平成29年11月10日公布・施行）

- できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

＜改正内容＞

- 登録基幹技能者講習を修了した者（うち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。（建設業法施行規則第7条の3の改正）
※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

公的資格を有する者の配置推進

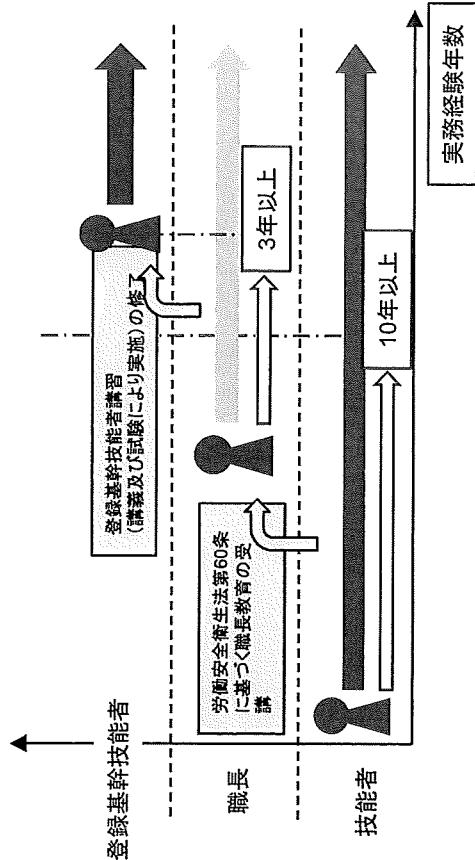
監理 技術者	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
	技術検定（1級：6種目） 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 （または「電気通信工事」）	その他 国家資格 (1級建築士等)	指定7業種では 認めでない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、鉄道、 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験 記載していない) 新たな資格の創設 （または「電気通信工事」）
主任 技術者	技術検定（2級：6種目） 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 （または「電気通信工事」）	その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格（4資格） 認定・登録の推進 最終学歴に応じた 実務経験年数

登録基幹技能者講習の受講要件

- ① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
- ② 3年以上の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格（最上級の技能者資格等）の保有

〔資格者数〕 33職種（43機関） 56,977人（平成29年3月末現在）

登録基幹技能者となるための実務経験等について



登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待